

## 調理冷凍食品品質表示実施要領

### 1 表示すべき商品

調理冷凍食品

### 2 表示すべき事項

調理冷凍食品（容器に入れ、又は包装されたものに限る。また、日本標準商品分類（平成2年6月総務庁）における畜産加工食品の酪農製品のアイスクリーム類、農産加工食品の菓子類に該当するもので冷凍されたものは除く。）の品質に関する表示については、食品表示法（平成25年法律第70号）に基づく食品表示基準（平成27年内閣府令第10号。以下「基準」という。）等、他の法令に定めるもののほか、東京都消費生活条例（平成6年東京都条例第110号。以下「条例」という。）の定めるところにより、次の事項を表示する。

・原料原産地名

### 3 表示方法等

表示すべき事項の表示方法等は次のとおりとする。

#### (1) 適用範囲

##### ① 条例の適用範囲

「調理冷凍食品」の適用範囲は、農林畜水産物に、選別、洗浄、不可食部分の除去、整形等の前処理及び調味、成形、加熱等の調理を行ったものを凍結し、包装し、及び凍結したまま保持したものであって、簡便な調理をし、又はしないで食用に供されるものとする。

##### ② 原料原産地名の適用範囲

輸入品を除く調理冷凍食品のうち、基準第3条第2項の表の原料原産地名の項の下欄の第1項第1号、第2号ロ、第3号及び第4号（使用した原材料に占める重量の割合が最も高い原材料について国別重量順で表示したもの）により原産地を表示する原材料並びに基準別表第15により原料原産地表示義務が課せられている品目を除き、その主な原材料（原材料及び添加物に占める重量の割合が上位3位までのもので、かつ、当該割合が5パーセント以上である原材料及び商品名等にその名称が付された原材料をいう。以下同じ。）が下記のものに適用する。

食品表示法に基づく、

ア 基準第2条に規定する生鮮食品

イ 基準別表第15に掲げる27の品目

※ イについてはそれ自体が輸入品の場合を除く。

## (2) 表示方法

主な原材料の原産地について、国産品にあつては国産である旨を、輸入品にあつては原産国名を表示すること。

《表示例》

- ・原材料名 鶏肉（国産）、たまねぎ（国産）、えび（ベトナム）
- ・原料原産地名 国産（鶏肉、たまねぎ）、ベトナム（えび）

## (3) 表示場所

2の規定により表示すべき事項は、容器又は包装の見やすい箇所に印刷、押印又はラベルの貼付その他の方法により表示すること。

また、表示事項は、次のいずれかの方法で表示すること。

ただし、容器又は包装への表示が極めて困難な場合にあつては、表示すべき事項の情報を、電話機、ファクシミリ装置その他の通信機器、情報処理の用に供する機器等を利用して提供する旨を包装の見やすい箇所に記載し、かつ、当該方法により表示事項の情報を提供することを可能とする（以下「電話機等による情報提供」という。）。

その場合でも、基準に基づき原産地を表示するものについては容器包装への表示が必要になるが、基準第3条第2項の表の原料原産地名の項の下欄の第2号イ、第5号イ、第5号ロ及び第5号ハによる表示をしている場合には、条例に基づく原料原産地表示については電話機等による情報提供を可能とする。

- ① 基準に規定されている原材料名欄において、原材料名の次に括弧を付して表示
- ② 基準に規定されている一括表示枠内に「原料原産地名」の項目を別途設けて表示
- ③ 基準に規定されている一括表示枠内に「原料原産地 この面上部に記載」等、表示箇所を詳しく指定する方法で一括表示枠外に表示

## (4) 文字の大きさ及び配色

表示に用いる文字は、日本産業規格Z 8 3 0 5（活字の基準寸法）に規定する8ポイントの活字以上の大きさの文字で、背景の色と対照的な色で表示すること。

## 4 施行年月日

昭和52年 7月19日 施行

昭和54年 1月24日 一部改正

平成 3年 7月 1日 一部改正

平成 8年11月 1日 一部改正

平成13年 4月 1日 一部改正

平成 25 年 4 月 1 日 一部改正  
平成 28 年 3 月 31 日 一部改正  
平成 29 年 12 月 25 日 一部改正  
令和 元年 7 月 1 日 一部改正  
令和 8 年 4 月 1 日 一部改正